

産業常任委員会の記録

(建設環境課)

招 集 年 月 日	令和6年9月3日(火)
招 集 の 場 所	松野町議会議場
開 会	9月6日(金) 午前11時04分
閉 会	同 上 午前11時57分
出 席 委 員	安西 博文、山崎 匡、加藤 康幸、森岡 健治、赤松 紀幸、 山石 恭助、山田 寛二
欠 席 委 員	
付 議 事 件 説 明 の た め 出 席 した者の職氏名	町長 坂本 浩、副町長 八十島 温夫 課長 谷口 健二、課長補佐 金谷 健行、 係長 信崎 恵一、係長 森田 知之
職務のため出席 した者の職氏名	議会事務局長 森本 秀行、書記 岡崎 智恵子
付 議 事 件	1 認定第1号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」 2 認定第7号「令和5年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び 剰余金の処分について」

安 西 委 員 長	認定第1号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、建設環境課所管分の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
谷 口 課 長	それでは、認定第1号令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について、建設環境課所管分を主要施策の成果説明書並びに一般会計決算書に基づき説明いたします。 最初に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費について説明いたします。成果説明書の58ページをご覧ください。環境衛生費は、3838万5162円の決算となっております。内容は、職員の人件費のほか、環境保全推進員の報酬、花いっぱい運動の花苗等の購入費や主要河川の水質検査、狂犬病予防注射などの費用でございます。花と緑のまちづくり事業では、町内4地区と協働し、休耕田や緑地帯を活用した花苗の植栽やボランティアグループの活動による環境美化、地域の活性化に努めております。河川の水質検査については、項目によって基準値を上回っているものもありますが、大部分は病原性がなく人体には影響がない範囲とされており、引き続き、合併処理浄化槽の普及や環境微生物えひめAⅠ-1の活用による生活排水対策に努めるとともに、流域の関係機関と連携した水質浄化への取組みに努めたいと考えております。水質検査の結果につきましては、お目通しをお願いします。 成果説明書59ページをご覧ください。小型合併処理浄化槽設置整備事業では、新設、転換あわせて17基の設置申請があり、816万2千円の補助金を交付、新エネルギー機器では、家庭用蓄電池1件に対して、10万円の補助金を交付しております。不法投棄防止活動では、町内4箇所に監視カメラ設置する対策のほか、職員と環境保全推進員による定期的なパトロールや回収により、不法投棄の数は減少傾向にありますが、山間部や交通量の少ない道路へのポイ捨てもあることから、引き続き、パトロールの強化や啓発活動など継続的な対策に努めたいと考えております。

続きまして、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費の決算について説明いたします。成果説明書は、60ページをご覧ください。塵芥処理費は、2392万8461円の決算となっております。令和5年度の廃棄物収集量の実績は、965.31tを収集、その内、資源ごみは、130.35tで、再資源化率は、13.5%となっております。廃棄物の処理については、分別収集の徹底や食品ロス削減に関する啓発活動のほか、プラスチック製品等の再資源化については、新たな分別、収集処理の方法について、広域事務組合構成市町での協議を進めており、引き続き、3Rの推進による廃棄物の減量化に努めたいと考えております。排出量の内訳につきましては、成果説明書に記載しておりますので、お目通し願います。委託料では、各家庭から排出された粗大ごみ、小型家電等の収集運搬処理委託料として、141万1043円を支出しております。その他、決算の内訳につきましては、ごみ収集業務に係る処理に必要な手数料、施設や車両の維持管理費が主なものでございます。詳細につきましては、お目通し願います。以上で塵芥処理費の歳出決算についての説明を終わります。

次に、4款衛生費の歳入決算について説明いたします。決算書の11ページをご覧ください。13款、2項、3目衛生手数料は、678万1700円の歳入となっております。主な内容については、指定ごみ袋の販売手数料ほか、狂犬病予防注射及び粗大ごみ収集手数料であります。

決算書の12ページをご覧ください。14款、2項、3目衛生費国庫補助金では、2節環境衛生費補助金として、小型合併処理浄化槽設置整備事業に係る補助金272万円、決算書の14ページ15款、2項、3目衛生費県補助金では、2節環境衛生費補助金として、合併処理浄化槽整備事業及び新エネルギー等関連設備導入促進支援事業に、166万6333円の補助を受けております。衛生費にかかる歳入決算につきましては、以上でございます。

次に、歳出8款土木費について、説明いたします。成果説明書の8

1 ページをご覧ください。8 款、1 項、1 目土木総務費について説明いたします。土木総務費は、9 5 6 万 7 0 8 5 円の決算となっております。内容は、職員の人件費、各種協議会等の経費が主なものでございます。次に、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費は、1 4 万 4 千円の決算で内容は、道路事業にかかる協議会会費等でございます。次に、2 目道路維持費は、5 8 2 1 万 6 9 0 7 円の決算となっております。主な内訳としましては、職員の人件費、町道維持にかかる工事用原材料費のほか、各部落からの事業要望箇所等の整備費であります。各部落からは、生活の利便性、施設の機能向上を目的とした事業要望が多く寄せられており、関係者との調整を図りながら、環境整備に努めております。直営事業の主な実績については、記載とおりでありますので、お目通し願います。成果説明書の 8 2 ページをご覧ください。工事請負費では、施設の整備や要望箇所など、1 1 件分の整備費として、1 3 3 5 万 4 千円を支出しております。備品購入費では、直営事業で使用しておりますダンプトラックの購入費として、4 4 0 万円を支出しております。この車両は、ふるさと応援基金を財源として購入させていただきました。地域の生活環境の整備、防災対策など安全で快適なまちづくりに役立てたいと考えております。次に、3 目道路新設改良費について説明いたします。成果説明書の 8 3 ページをご覧ください。道路新設改良費は、1 億 5 7 1 7 万 6 7 0 円の決算となっております。道路整備に関する予算は、国の交付金を活用し、道路交通網の整備、施設の老朽化対策に努めております。主な内訳として、委託料では、道路整備にかかる測量設計のほか、道路法に基づき点検調査や修繕を行っております橋梁の修繕設計委託料など、2 2 7 3 万 9 5 0 0 円を支出しております。工事請負費では、町道整備のほか、橋梁、舗装の修繕工事として、1 億 1 6 3 7 万 2 0 0 0 円を支出しております。成果説明書 8 4 ページをご覧ください。負担金、補助及び交付金については、愛媛県が整備を進めております県道 3 路線に係る事業費負担金、5 3 1 万 2 0 5 6 円を支出しております。道路整備にかかる事

業の内訳につきましては、成果説明書に記載しておりますので、お目通し願います。続きまして、3項河川費、1目河川総務費について説明いたします。成果説明書の85ページをご覧ください。河川総務費は、4万5132円の決算となっており、内訳は、消耗品費及び協議会の会費でございます。続いて、2目砂防事業費は、1億6241万9652円の決算となっております。令和5年度は、8箇所の防災対策事業が採択されており、委託料では、測量設計費、214万8300円、工事請負費は、繰越事業を含め12箇所分、1億5955万6500円を支出しております。成果説明書の86ページをご覧ください。負担金、補助及び交付金では、愛媛県が整備を計画しております蔵生谷口地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る事業費負担金45万円を支出しております。砂防事業の概要につきましては、成果説明書に記載しておりますので、お目通し願います。令和5年度末のがけ地危険箇所の着手率は、約58%となっております。近年の気候変動の影響により、全国各地において、災害が頻発、激甚化していることから、災害対策の事業を推進し、住民が安全、安心に暮らせる地域づくりに努めたいと考えております。

次に、4項住宅費、1目住宅管理費について説明いたします。成果説明書は、87ページをご覧ください。住宅管理費は、2614万8510円の決算となっております。主な内訳としましては、職員の人件費、住宅の維持管理に係る費用であります。委託料では、前回の空家調査から5年が経過し、現状との乖離があることから、実態調査を行っており委託料として、319万円を支出しております。調査結果、245戸の空家が確認されております。今年度は、周辺環境に悪影響及ぼしている老朽空家対策や良好な空家の活用方法など、今後、本町が取り組むべき事項について協議するとともに、空家等対策計画の改定を行うこととしております。負担金、補助及び交付金では、老朽危険空家の除却事業に、2件の申請があり、空家再生等推進事業費補助金160万円を支出しております。その他、主なものにつきましては、

成果説明書に記載しておりますので、お目通し願います。以上で、8 款土木費の歳出決算の説明を終わります。

続いて、土木費の歳入決算の主なものについて説明いたします。決算書 10 ページをご覧ください。13 款、1 項、4 目土木使用料では、3 節住宅管理使用料として、町営住宅の家賃収入が、3042 万 2971 円、収入未済額は、1143 万 2179 円となっております。収入未済額については、電話連絡のほか滞納相談会や自宅訪問を実施し、返済計画の誓約書を取り交わすなどの滞納解消に向けた取り組みを継続して行っており、引き続き、効果的な対策の検討に努めることとしております。次に、決算書 12 ページをご覧ください。14 款、2 項、6 目土木費国庫補助金につきましては、1 節道路新設改良費補助金として、道路整備、橋梁・舗装修繕等の事業に対して、3546 万 2 千円、2 節住宅管理費補助金では、空家の実態調査、除却事業に対して、242 万円の補助を受けております。次に、決算書 14 ページをご覧ください。15 款、2 項、5 目土木費県補助金、2 節砂防事業費補助金については、がけ崩れ防災対策事業及び 集落・避難路保全斜面地震対策事業に対して、8845 万 6 千円、決算書 15 ページをご覧ください。3 節住宅管理費補助金では、危険空家等の除却事業に対して、40 万円の補助を受けております。道路事業及びがけ関係の町債による収入決算につきましては、決算書の 19 ページに記載しております過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債となります。内訳につきましては、成果説明書の 7～8 ページに記載しておりますので、お目通し願います。続きまして成果説明書は、111 ページをご覧ください。11 款、2 項、1 目道路橋梁災害復旧費については、災害復旧事業の対象となる被災箇所がなかったことから、支出はございません。続いて、道路橋梁災害復旧費の歳入決算について説明いたします。決算書 11 ページをご覧ください。14 款、1 項、3 目災害復旧費国庫負担金については、令和 3 年度に梅雨前線豪雨の影響により被災し、繰越事業として整備した町道天ヶ滝線の復旧事業に対して、1

安西委員長 山田委員	82万1千円の補助を受けております。以上で認定第1号令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について、建設環境課所管分の説明を終わります。よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。
	担当課長の説明が終わりました。委員からの質問を許します。 私の方からは、ごみのリサイクルについてちょっとお聞きしたいと思います。成果表の60ページですかね。資源ごみの有効活用ということでのリサイクルということになると思うんですが、リサイクル率が13.5%ということで、これが高いのか低いのか言うところなんですけど、私の考えとしては、まだまだリサイクル率上げれるのかなと。逆に言うたら、50%ぐらいの目標を立てて、できるできんちょっとわかりませんけども、そういうふうに取り組んでいかないと、前回もちょっと私この件質問させていただいた記憶があるんですけど、多分数字的にはそんなに変わってないんじゃないかなと思うんですが、先ほど説明の中では、周知してとか、対策を今後とっていくという、具体的な対策はちょっとあれかもしれませんが、やはり何らかの大幅な改善というか対策を取らないと、住民に周知だけではなかなか難しいんじゃないかなと思いますんで、ぜひ、13.5%がよしとせず、さっきは50%でちょっと大きい数字言いましたけど、30%とか、年度年度で目標を立てて、それに対して目標に対してどういうふうやっていったら達成するんかということをやぜひ取り組んでいただいて、資源の有効活用、またこれがまたお金にもなると思いますんで、そこら辺の取り組みをぜひお願いしたいなと思います。 回答何かありましたらお願いします。
谷口課長	ただいまの質問についてお答えいたします。このごみのリサイクルなんですけれども、前年度も13%台ということで伸び率全然上がってないんですけれども、県の調査を確認いたしますと、県の方でも、愛媛県のリサイクル率は、現在16%ということで、県民1人当たり1日約880グラムのごみを出しているという結果が出ております。

	本町も算定いたしますと、755グラムのごみが1日1人当たり排出されている状況でございます。現在のこのごみの分別方法では、13%台以上行くことはなかなか難しいと、担当課の方では現在考えております。そのような対策として、現在考えておりますのが、プラスチック資源の再利用ということで、これは広域の方でも、構成市町の方でも、リサイクルしようという流れになっておりまして、来年度ちょっと予算計上をさせていただく考えはあるんですけれども、町内に拠点施設、プラスチックをリサイクルするために、回収する拠点施設を設置しようというようなことを考えております。そのプラスチックをまた広域の方でリサイクルに使って、リサイクル率を上げようというような計画をしておりますので、このようなことが周知できていければ、ごみのリサイクル、今後上がっていくのではないかと考えておりますので、十分周知しながら、対策に努めていきたいと考えておりますし、まだ現在でも燃えるごみの中に、リサイクルできるようなごみが、たくさん入っておりますので、そういうことを、3Rの徹底等、十分していきたいと考えておりますので、また、ご理解の方いただきたいと思います。
山 田 委 員	大変苦勞されとるんかなということはお聞きしました。前回も私、何らかの形で言わしてもらったんですけど、徳島県の上勝町でしたかね。あそこ多分80%から90%のリサイクル率、それは当然大掛かりな設備を多分導入して、そういう形になっとるんやろうと思うんですけど。もちろんそこまで行くのは、当然設備お金の問題がありますんで。難しいとは思いますが、今言った分別なり、プラスチックのリサイクルですかね。そういったことをできるところからやっぱやっていたら、愛媛県が16%であれば、松野町は20%とか、そういう目標を掲げていただいて、目標に対してやっぱどういうことをせにゃいけんのかということ、また、取り組んでいただければというふうに思います。
山 石 委 員	木造住宅の診断派遣委託料で1件と書いてあるんですが能登半島

谷口課長	地震の後はどのような状態になってるんですか。なんか伸びが少ない、なんか危機感がないんやなかろうかと思うんですが、どんな状態ですか、お聞きします。 能登半島地震以降ですね町の方でも、補助金の方を多くして取り組んで参りましたが今年度、まだ、木造耐震事業に対しての申請、まだ1件もございません。また、このような状況でございますので、問い合わせは何件かありましたが、まだ申請には至っていない状況でございますので、今後また周知活動をホームページの方でも行っておりますけれども、徹底してまた回覧等をまわしながら、十分防災対策に努めていただくように、また周知の方お願いしたいと思います。
山石委員	やっぱ診断をされても、修繕費が高いので、また高齢者になつとる理由で、割合そういうところが行き届きにくいんじゃないかなと思うんですが、家を全部修繕しよったら大変やから、いつもいる部屋だけでも修繕する、強化するような方法も周知してもらったらまた違うんじゃないかなと思うんですが、その点、周知の方徹底してもらえたらと思うんですが、よろしくお願いします。
赤松委員	成果81ページの直営班の事業実績を見ていただいたらと思いますが、その実績の中で支障木の伐採作業が11路線で工期が15日、しかしこれは昨年は9路線で、10日で5日増加をしております。また町道の除草とか路面清掃、側溝掃除は、50路線の77日間で、昨年と同じような結果になっているわけですが、これらの事業実施については他の道路の補修とか、側溝とかそういうのはある程度、地元からの要望が出て実施をされていると思いますが、今申し上げました、支障木それから草刈、除草等については、どのような考え方で実施をされておられるのか、お聞きしたいと思います。
谷口課長	ただいまの直営事業の支障木の伐採等の作業についてお答えいたします。この支障木の伐採につきましては、町のパトロール等で交通の支障となる支障木を見つけた場合や、住民からの通報によって危険箇所があるよというような通報があった場合に現地を確認させてい

赤 松 委 員	ただいて、実施するほか部落の区長さんの方からですね、この箇所について支障木の伐採をしていただきたいということで要望が上がっている場合など様々ございますが、現地のほう確認して通行に支障がある場合は、まずは地権者のほうに、剪定とか伐採のお願いはするんですけれども、一般質問でも町長のほう答弁ありましたけれども、それができない場合、高齢とか、町外のほうに在住している場合に、できない場合は、町直営班の方で作業を実施するようにしております。 そういう箇所もう年々、人口も減少しておりますて、管理ができてないところがたくさんございまして年々増加している状況でございます。この数値また今後、来年度また上がってくるのではないかと思います。この交通安全の確保として町のほうでは、継続的に事業のほう整備していきたいと考えておるところでございます。 あと除草作業につきましても、年2回6月から8月ごろにかけてと、また2回目をまた10月ごろから行うようにしておりますて、こちらの方はもう毎年、除草作業行っておりますので、日数的には、毎年このような状況に、成果になるのではないかと考えておりますが、こちらのほうも今後、今は地元のほうで町道のほう管理していただけたところもありますが、それができないような状況になれば、町の直営班の方でやるとか、また民間の方に委託するとかいうことも今後考えていかなければならない課題だと考えておりますので、また、ご指導をいただけたらと思います。 今説明ありました現状のとおりと思われま。そのような中で特に支障木の伐採については、一般質問も今回ありましたように、なかなか今からは大雨とか台風等でいろんな危険があるんじゃないかと思う、想定するわけでございますが、そのような中で、ちょうどこれ町のホームページを見ておりましたら、これ6月なんです、町のほうの回覧とかそのホームページで、道路への倒木や張り出している支障木の伐採お願いしますということで町内に訴えられているわけでございますが、なかなかこれ6月に出されて、数ヶ月経つわけでござい
----------------	---

谷口課長	ますが、これの反応はどのようになっておりますか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。 ホームページ6月に更新ということにはなっておりますけれども、これはもう年間として、ホームページの方を挙げておりまして、ホームページを6月に更新すればまた上段の方に上がってくるので周知になるかなということで挙げさせていただいております。これに対してホームページ、なかなか高齢の方とか、見られない方もおられますんで、これに対してのご意見等はいただいたことはないんですけれども、このホームページに載せているようなことは守っていただきたいということで挙げておりますので、また、議員各位におかれましてはまた周知の方よろしくをお願いします。
赤松委員	ここに貸家の所有者の責任において、剪定や、伐採等を行って道路沿いの適正な管理をお願いしますということで、触れられておるんですが、なかなかこういうものを、町内向けに出されても、個人的にやっていたく方はなかなか少ないんじゃないかと想像するわけでございますが、そのような中で、やはりこれは大きな、今からもう特に人口や高齢者の地域になった場合には、なかなか難しいんじゃないかと思われま。そういう中で、何かいい方法はないかなと思って、私も自分なりにパソコンを触っていたわけでございますが、そん中でちょっと1点あげますと、兵庫県の丹波市では個人的にはもういけないんですが、自治会の方から市に要望を出されましたら、それを受けて、検討をすると、その結果で土地所有者に代わって伐採をするというようなことを取り組んでおられる例もございます。それから広島県の三次では道路支障木伐採作業の報償費制度というのを設けられて、これも個人ではなしに伐採を、地域住民の話し合いのもとで作業を実施していただいた場合には、報奨金を払うということでその報奨金も、作業員の日役は、500円とかトラック1台借ったら何ぼとか、高所作業車は幾らとか、いろいろな単価を設けられて、それで実施をされているようでございます。そういうことで全国でもそういう取り組みを

谷 口 課 長	されているところもあるようでございますので、松野町の場合もなかなか、個人的にお願いしてやっていただくのが一番最高ではございますがなかなか、そういうわけにいかない場合にそのままほっとくということもこれ、今後の安全上問題があると思いますので、ぜひ御検討を願ったらと思うわけでございます。 それについて何か意見等ございましたらお聞かせ願いたいと思います。 支障木の伐採について、道路管理の面ではかの市町とも話し合う機会がございますが、その会の中でも支障物の伐採とか除草作業、維持管理費に多額の費用がかかっているとか、というような状況を伺っております。県内でも、内子町の方で道路の作業を実施に対して補助金を出すとか、というような取り組みを行っている市町もございますので、そういう市町のことも、私今ホームページ等も確認させていただきましたけれども、良い取り組みしているなということで、今後参考にして維持管理を、地元の方にさせていただくような仕組みづくりも考えていきたいと考えております。
坂 本 町 長	直営班なんですけれども本当に少ない人数でいろんな活動をしてもらっています。 これ以上に、道路維持、除草等の頻度を上げるというのは、私は今の人数等から考えますとちょっと無理じゃないかなと。そうしますとやっぱり住民の皆さんと協働によってこの自分たちの生活を守っていくというシステムが、しっかりいかなければならないかなということを考えております。 私個人的なことになるんですけれども、毎月 1 回日曜日に、午前中虹の森があります国道のバイパスを何人かでボランティアで草刈をしてるんですけれども、そういった住民の皆さんが自主的に自分たちの道路を綺麗にしていくという動きが広がればいいのかというふうに期待をしているんですが、それともう 1 点ですねどうしても民地から生えている木の場合は、勝手に切ると怒られる場合があるんです

	よね。これも今実際に、建設課の直営の方で1つ、問題を抱えているわけなんですけれども、そういったことも含めると、今議員さんがおっしゃったように地元の方うちの場合は部落ですね。部落から公平に見ていただいて、役場に何か何らかの情報をいただくと。それをすべて直営でやるのではなくて、その所有者の問題もクリアできるのであれば、地元でやってくださいその代わりに、町として何らかのご支援、作業賃も含めて、ある程度の支援策をするというような、こういった方策が一番現実的で持続的ではないかなというふうに今考えておりますので、そういったところも含めてこれから検討していきたいと思っております。
安 西 委 員 長	それでは、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第1号について、原案のとおり御承認いただけますか。 (異議なしの声)
安 西 委 員 長	賛成全員です。 したがって、認定第1号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、建設環境課所管分は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続いて、認定第7号「令和5年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
谷 口 課 長	それでは、認定第7号、令和5年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について、主要施策の成果説明書並びに簡易水道事業会計決算書に基づき説明いたします。成果説明書の125ページ、決算書は1ページをご覧ください。松野町簡易水道事業決算書について説明いたします。予算額の欄は省略し、決算額欄のみの説明とさせていただきます。 先ず、収益的収入及び支出の収入につきましては、総額1億638万7579円であります。内訳につきましては、第1項営業収益は、

9 2 5 2 万 1 8 0 円で、主に水道使用料金であります。第2項営業外収益は、1 3 8 6 万 7 3 9 9 円で、内訳は、簡易水道事業債、及び企業会計適用債の償還利子分として、一般会計繰出金のほか長期前受金戻入を計上したものです。長期前受戻入は、減価償却に伴います国、県補助金、工事負担金を計上したものです。第3項特別利益の収入はございません。次に、支出につきましては、決算総額で、9 2 2 8 万 4 1 1 7 円であります。第1項営業費用は、7 3 4 5 万 9 8 2 6 円であります。内容は、17～19ページの収益費明細書のとおり、原水及び浄水費では、水道管理に必要な薬品等の購入費、総経費では、職員の給料、光熱水費、委託料、システムなどの使用料のほか減価償却費であります。第2項営業外費用は、9 4 8 万 4 0 1 4 円で、簡易水道事業債、及び企業会計適用債に要する利子のほか、消費税であります。第3項特別損失は、令和5年度からの企業会計移行に伴い計上したもので、水道使用料滞納額の不能欠損見込み額や職員賞与等の引当金、令和4年度消費税の確定申告分など、9 3 4 万 2 7 7 円を計上しております。第4項予備費については、支出はありません。次に、決算書2ページをご覧ください。資本的収入及び支出の、収入につきましては、決算額の総額が、1 3 1 8 万 4 5 0 円で、第2項他会計出資金として、簡易水道事業債及び企業会計適用債の償還元金分に対して、一般会計からの出資金1 3 1 8 万 4 5 0 円であります。支出につきましては、総額2 7 9 5 万 9 1 4 6 円で、第1項建設改良費は、3 3 9 万 5 6 0 0 円で、葛川浄水場施設の配水管改修工事費が主なものであります。第2項企業債償還金は、2 4 5 6 万 3 5 4 6 円で、簡易水道事業債、企業会計適用債の償還元金分であります。資本的収入額が、資本的支出額に不足する額、1 4 7 7 万 8 6 9 6 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3 0 万 7 千円と特別会計からの引継金1 4 4 7 万 1 6 9 6 円で補填いたしました。次に決算書3ページの損益計算書について説明いたします。損益計算書につきましては、先程説明いたしました決算報告書の金額から消費税を抜いた金

額で作成しております。右端の差引合計額で説明いたします。営業利益につきましては、１２４５万２６６２円、営業外収益から営業外費用を差し引いた利益は、１０５６万３４４２円で、経常利益は、２３０１万６１０４円であります。当年度の純利益は、特別損失を差し引いた１３６７万５８２７円となっております。この純利益は、当年度未処分利益剰余金として計上しております。決算書４ページをご覧ください。剰余金計算書について、説明いたします。当年度末の資本金残高は、３億６１０８万７０８１円となっております。利益剰余金の未処分利益剰余金は、１３６７万５８２７円で資本合計としまして、当年度末残高は、３億７４７６万４８６４円となります。次に、決算書５ページの剰余金処分計算書（案）について説明いたします。剰余金の処分については、１３６７万５８２７円の未処分利益剰余金を計上しましたので、建設改良積立金に１０００万円を積み立てし、処分後残高３６７万５８２７円は、翌年度の利益剰余金に繰り越しいたします。次に、決算書６ページの貸借対照表について説明いたします。固定資産の有形固定資産は、土地・建物・構築物などの区分ごとに、資産の年度末現在高、減価償却累計額、償却未済高を示したもので、年度末の固定資産合計額は、右端の５億９３８９万５７２５円となっております。流動資産につきましては、現金預金、未収金、貯蔵品、前払金で、流動資産合計は、１億６９２３万５５０２円、これらを合わせた資産合計は、７億６３１３万１２２７円となっております。決算書７ページをご覧ください。負債の部について説明いたします。固定負債は、企業債の合計額が、１億１７９３万２６１５円あります。流動負債は、企業債、未払金、引当金の合計で、３５７５万５２８１円、繰延収益については、長期前受金と長期前受金収益化累計額で合計額が、２億３４６７万８４６７円です。固定負債と流動負債及び繰延収益を合わせた負債合計は、３億８８３６万６３６３円となっております。次に、資本の部について説明いたします。決算書８ページをご覧ください。資本金につきましては、自己資本金が、

	3億6108万7081円であります。剰余金につきましては、資本剰余金及び利益剰余金の剰余金合計が、1367万7783円、資本金と剰余金を合わせました資本合計は、3億7476万4864円で、負債資本の合計額は、7億6313万1227円となっております。次に、決算書9ページ以降につきましては、これまで説明いたしました決算付属書類として、費用明細書等及び事業報告書を載せておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。
安西委員長	担当課長の説明が終わりました。委員からの質問を許します。
山崎委員	ちょっと1点だけお聞きしたいと思います。貸借対照表のところで、未収金が997万9820円ですか。貸倒引当金が554万2570円という数字が出てるんですけども、この未収金のうちのこれ、この部分が集金不可能ということで貸倒金に計上しているのかどうかお聞きしたいと思います。
安西委員長	即答は無理ですか。
山崎委員	後日でも構いませんので、また、返答していただきたらと思います。
谷口課長	後日回答とさせていただきます。
安西委員長	それでは、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第7号について、原案のとおり御承認いただけますか。 (異議なしの声) 賛成全員です。 したがって、認定第7号「令和5年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月7日

松野町議会産業常任委員会委員長 安西 博文